

○国土交通省告示第百七十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十六年三月三日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道9号改築工事（鳥取西道路・鳥取県鳥取市嶋字土居ノ下地内から同市青谷町青谷字阿がき地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 鳥取県鳥取市嶋字土居ノ下、大桷字大所、字白木、字西白木、字下前田、字僧ケ谷奥、字僧ケ谷ノ壺、字村土居、字村土居ノ一、字後谷及び字上ノ畑、里仁字岩ケ谷ノ一、桂見字日焼、字鍋山、字東村土居、字水穴、字榎ケ坪、字本谷口、字雲雀谷、字石ケ谷及び字宮ノ谷、高住字牛輪谷、字門塔上、字井手添、字平田、字中瀬、字宮ノ谷及び字寺谷、良田字小谷田、字山廻り、字平田、字口宮ノ谷、字口宮ノ谷西分、字稲場、字中道、字牛谷、字口道谷、字口道谷西分、字口菖蒲谷、字中菖蒲谷西分、字高尾ノ二及び字高尾、松原字大黒見、字田ノモ、字小奥、字山根、字中瀬、字中田中及び字上田中、金沢字田中、字坂津口、字坂津、字坂津山分、字中ノ谷山分及び字北ノ谷、福井字坂津、字小湯戸、字大湯戸、字猿走ノ一、字中坪湯田、字打部、字柿ノ木谷及び字梨子之木谷、内海中字国木谷、字下大工谷、字上山田及び字仏ノ谷、御熊字細廻り、気高町常松字中井尻、字大谷、字庭知光、字菅田、字堅條及び字上河原、気高町下坂本字下河原、字清合、字下化、字黒田、字池田、字大將軍、字中瀬、字前田、字下榎木及び字四枚畑、気高町日光字小渡、字長谷東平、字長谷、字東長谷、字長谷口清水及び字西長谷、鹿野町乙亥正字大角、字竹鼻、字小河原、字江川、字拾石、字背掛、字屋敷廻、字小川谷、字狐犬戦及び字合谷、鹿野町岡木字下谷、字宮ノ下及び字畑ケ田、気高町勝見字郷谷奥切、気高町高江字寺ノ上通、字寺ノ下通、字前田及び字岸ノ下、気高町郡家字松ノ木、字青木及び字上畑ケ田、気高町会下字上獄ノ下、字上台、字日焼田、字南田、字上屋敷及び字寺奥、青谷町養郷字北平、字岩手、字狐コロシ、字沢及び字瀧尻並びに青谷町青谷字横木、字竹山、字清水尻、字山はな、字郡代部、字堂ノ廻り及び字阿がき地内

2 使用の部分 鳥取県鳥取市大桷字大所、字西白木、字下前田、字僧ケ谷奥、字僧ケ谷ノ壺、字村土居、字村土居ノ一、字後谷及び字上ノ畑、桂見字日焼、字鍋山、字東村土居、字水穴、字榎ケ坪、字本谷口、字雲雀谷、字石ケ谷及び字宮ノ谷、高住字鷺谷奥、字牛輪谷、字門塔上、字井手添、字平田及び字宮ノ谷、良田字山廻り、字平田、字口宮ノ谷、字口宮ノ谷西分、字稲場、字中道、字牛谷、字口道谷、字口道谷西

分、字口菖蒲谷、字中菖蒲谷西分、字高尾ノ二及び字高尾、松原字田ノモ、字小奥、字山根、字中瀬、字中田中及び字上田中、金沢字田中、字坂津口、字坂津、字坂津山分、字中ノ谷山分及び字北ノ谷、福井字小湯戸、字大湯戸、字猿走ノ一、字中坪湯田、字打部、字柿ノ木谷、字梨子之木谷及び字花田谷、伏野字三谷奥ノ一及び字三谷奥ノ貳、内海中字城ノ谷、字国木谷、字下大工谷、字上山田及び字仏ノ谷、御熊字細廻り及び字堀谷ノ一、気高町奥沢見字一ノ谷、字菊童子、字鬼ヶ谷及び字柳谷、気高町常松字千葉谷、字家ノ奥、字中井尻、字大谷、字庭知光山下、字庭知光、字菅田、字豎條及び字上河原、気高町下坂本字下河原、字清合、字下化、字黒田、字池田、字大將軍、字前田、字下榎木、字四枚畑及び字岩谷、気高町日光字長谷東平、字長谷、字東長谷、字長谷口清水及び字西長谷、鹿野町乙亥正字上穴谷、字大角、字竹鼻、字小河原、字江川、字拾石、字背掛、字屋敷廻及び字合谷、鹿野町岡木字下谷、字宮ノ下及び字畑ヶ田、気高町高江字寺ノ上通、字寺ノ下通、字前田及び字岸ノ下、気高町郡家字松ノ木、字青木及び字上畑ヶ田、気高町会下字上獄ノ下、字上台、字日焼田、字南田、字上屋敷、字寺奥、字岩井坂北平、字岩井坂及び字大平、気高町下原字孫次郎、字孫節、字孫節西平、字上西奥、字堤谷及び字善九郎谷、気高町八束水字陣山大平、青谷町養郷字上ミ菰池東平、字上ミ菰池、字狐谷ノ一、字狐谷、字狐西谷ノ一、字西谷、字下モ濁池ノ一、字下モ濁池、字下モ濁池西平、字深谷、字たゑじ、字岩手ノ一、字北平、字瀧尻、字沢及び字狐コロシ並びに青谷町青谷字横木、字竹山、字清水尻、字山はな、字郡代部、字堂ノ廻り及び字阿がき地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鳥取県鳥取市本高字白木地内から同市青谷町青谷字阿がき地内までの延長19.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道9号改築工事（鳥取西道路）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道9号改築工事（鳥取西道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、同条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道9号（以下「本路線」という。）は、京都市を起点とし、鳥取市、米子市等を経由して下関市に至る延長755kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する鳥取市及び東伯郡湯梨浜町（以下「本地域」という。）は、農業が盛んな地域であり、代表的な農産品である日本梨は本路線等を経由して主に京阪神方面に出荷されている。また、本地域を含む周辺地域には温泉郷が存し、県内外から多くの観光客が訪れている。

本地域には、物流等を担う主要幹線道路として本路線があるが、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、市街地を通過していることなどから、地域住民等による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生している。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、鳥取市伏野地内で29,840台/日であり、混雑度は1.78となっている。

また、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が存在するほか、交通事故による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済みの高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線等と接続することから、定時性の確保が図られ、物流の効率化等に寄与することが認められる。また、本件区間が現道の機能を補完・代替することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である鳥取県知事が環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成17年5月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年3月、平成25年1月及び平成25年10月に、環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認

められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるマガン、オジロワシ及びオオワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、カスミサンショウウオ、スナヤツメ及びギフチョウ等が確認されている。マガン、オオタカ、ハヤブサ及びサシバについては、同様の生息環境は周辺に広く残されることなどから影響は極めて小さいとされているが、サシバについては繁殖期に多くの飛翔を確認していることなどから、起業者は専門家の指導助言を受け、モニタリング調査を実施し、必要に応じて適切な保全措置を講じることとしている。オジロワシ及びオオワシについては、生息環境は計画路線から十分に離れていることから、影響はないものと予測されている。カスミサンショウウオ、スナヤツメ及びギフチョウ等については、同様の生息環境は周辺に広く残されることなどから影響は極めて小さいとされているが、起業者は専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ等の生息が確認されているが、起業者は事後調査等を行い、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が36箇所存在するが、このうち9箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る27箇所についても鳥取県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和及び線形の良い道路の整備などによる安全かつ円滑な自動車交通の確保を主な目的とし、道路構造令による第1種第2級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成17年6月21日に都市計画決定された都市計画と、構造変更を行った箇所及びのり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事及び市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることなどから、できるだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、鳥取市長を会長とする国道9号整備・山陰自動車道建設促進鳥取県期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鳥取県鳥取市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 鳥取県鳥取市嶋字土居ノ下、大桷字大所、字白木、字西白木、字下前田、字僧ヶ谷奥、字僧ヶ谷ノ壺、字村土居、字村土居ノ一、字後谷及び字上ノ畑、里仁字岩ヶ谷ノ一並びに桂見字日焼及び字鍋山内